

三原燃 第23-0573号
令和6年1月22日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成

三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る
保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更の認可を申請します。

(別紙)

加工施設保安規定の変更

1. 変更の内容

令和4年5月30日付け原規規発第2205307号にて認可を受けた三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の一部を別添「新旧比較表」のとおり変更する。

2. 変更の理由

(1) 保安管理組織の変更

設備技術課の業務所管であった施設・設備の保全・更新対応等の業務を効果的かつ効率的に行えるよう、生産管理部に「施設技術課」と「生産技術課」を設け、業務分掌を変更する。

(該当箇所) : 第16条第1項、第17条第2項(8)から(10)号、第36条第2項、第54条第2項、第60条の7第4項(3)号2)、第60条の7第4項(4)号1)及び2)、第60条の8第6項、第62条、第67条、第75条第3項、第77条第4項及び第5項、第101条(4)号、第113条第5項、第1図、別表第1-2(7)、別表第1-3(44)及び(46)

(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う変更

平成25年に核燃料物質の加工の事業に関する規則が改正され、第7条の8の2(加工施設の定期的な評価)第1項が削除されたことから、関連する保安規定条文を変更する。

(該当箇所) : 第6条の8第3項、第8条第1項、第15条の2第3項、第17条第2項(20)号、第14章(第121条、第122条、第123条欠番とする)、第15章、別表第1

(3) その他

上記の他、記載を適正化する。

(該当箇所) : 第4条の2⑥から⑨、第15条の2第1項、第15条の3第1項、第17条第2項(4)号、第54条第4項、第55条第1項、第60条の6第4項、第60条の7第1項、第60条の7第4項(3)号1)、第60条の8第5項、第62条(7)号、第66条第1項、第120条第1項から第3項、第125条第1項(1)号、第2図(10)、第3図(1)、第3図(3)、別表第1、別表第9、別表第13-1、別表第16、添付1

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和6年4月1日から施行する。4月1日以降に認可された場合は認可後10日以内に施行する。

ただし、この規定の認可時に組織変更に係る核物質防護規定が認可されていない場合は、核物質防護規定の認可後10日以内に施行する。

以上

(別添)

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

新旧比較表

令和6年1月

三菱原子燃料株式会社

枠組みの範囲については、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部は公開できません。

変更前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す		新旧比較表
		変更後：変更箇所を赤字下線で示す
第1条から第3条 省略	第1章 総則	第1章 総則
第2章 保安品質マネジメントシステム	第2章 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲	第2章 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲
第4条 省略	変更なし	変更なし
(定義)	(定義)	(定義)
第4条の2 用語の定義は、以下に定めるもの他「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。	第4条の2 用語の定義は、以下に定めるもの他「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。	第4条の2 用語の定義は、以下に定めるもの他「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。
①原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。	①原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。	①原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。
②グレード分け プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。	②グレード分け プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。	②グレード分け プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。
③標準書 保安品質マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。	③標準書 保安品質マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。	③標準書 保安品質マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。
④保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事象を含む。	④保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事象を含む。	④保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事象を含む。
⑤原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	⑤原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	⑤原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。
⑥是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、 <u>保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</u>	⑥是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、 <u>保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</u>	⑥是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。
⑦未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。 <u>なお、保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未</u>	⑦未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	⑦未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。

変更前(令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変更後 : 変更箇所を赤字下線で示す
(3) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確實に伝達する。 (4) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させることとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。	(3) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確實に伝達する。 (4) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させることとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
(5) 要員が、積極的に業務の改善に伴う要因に対する改善策を行えるようにする。	(5) 要員が、積極的に業務の改善に伴う要因に対する改善策を行えるようにする。
3. 管理者は、「定期評価標準」に基づき、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）	3. 管理者は、 <u>安全性向上評価の中止</u> 、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）
第6条の9から第6条の11 省略	変更なし
第7条から第7条の2 省略	第4節 資源の管理
第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第4節 資源の管理
(個別業務に必要なプロセスの計画)	第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。））に係る加工施設の保全に関する措置、六つ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価（以下「定期評価」という。）に係る加工施設の保全に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起これり起これり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。	(個別業務に必要なプロセスの計画)
2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。））に係る加工施設の保全に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起これり起これり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。
3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。
(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起これり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項	3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。
(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起これり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項	(1) 個別業務計画の策定又は変更により起これり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
第 8 条の 2 から第11条の 6 省略	<p>項目への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>項目への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	
第 12 条から第15条 省略	<p>第6節 評価及び改善</p> <p>変更なし</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第 15 条の2 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。この標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。</p> <p>(1) 調達製品の保安に関する技術情報</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第 60 条から第 66 条の施設管理における保安に関する技術情報</p> <p>2. 各課長は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>③ 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>④ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>⑤ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>⑥ 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>⑦ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>⑧ 是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上</p> <p>第 6 節 評価及び改善</p> <p>(3) 記載の適正化（品管規則の定義との整合による）</p> <p>(3) 標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。</p> <p>(1) 調達製品の保安に関する技術情報</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第 60 条から第 66 条の施設管理における保安に関する技術情報</p> <p>2. 各課長は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>③ 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>④ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>⑤ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>⑥ 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(8) 是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上</p> <p>(2) 加工規則改正に伴う変更</p>	<p>(是正処置等)</p> <p>第 15 条の2 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・未然防止処置標準」に定める。この標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。</p> <p>(1) 調達製品の保安に関する技術情報</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置から得られた第 60 条から第 66 条の施設管理における保安に関する技術情報</p> <p>2. 各課長は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>③ 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>④ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>⑤ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>⑥ 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(8) 是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>3. 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上</p> <p>(2) 加工規則改正に伴う変更</p>	

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付)認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
で、適切な措置を講ずる。「(適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。)	で、適切な措置を講ずる。「(適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。)	で、適切な措置を講ずる。「(適切な措置を講ずる」とは、前項のうち必要なものについて実施することをいう。)	(3)記載の適正化(品管規則の定義との整合による)
(未然防止処置)	<p>第15条の3 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・<u>予防</u>処置標準」に定める。</p> <p>2. 各課長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、自らの組織で起り得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>(1) 起り得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>(3) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p>	<p>第15条の3 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・<u>未然防止</u>処置標準」に定める。</p> <p>2. 各課長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、自らの組織で起り得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>(1) 起り得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>(3) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p>	(1) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。

第3章 保安管理体制

第1節 組織

第1節 組織

(操作及び管理を行う者の組織)

第16条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織をおく。

- (1) 社長
 - (2) マネジメントレビュー会議
 - (3) 管理総括者(管理責任者)
 - (4) 核燃料取扱主任者
 - (5) 安全衛生委員会
 - (6) 東海工場長
 - (7) 生産管理部長
 - (8) 輸送・サービス部長
 - (9) 安全・品質保証部長
 - (10) 製造部長
 - (11) 設備技術課長
 - (12) 施設技術課長
 - (13) 生产技術課長
 - (14) 輸送課長
 - (15) 安全法務課長
- (1) 保安管理組織の変更
・上記に伴う番号繰り下げる

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
(14) 安全・品質保証課長 (15) 品質管理課長 (16) 安全管理課長 (17) 転換課長 (18) 成形課長 (19) 組立課長 (20) 環境保全課長	(16) 安全・品質保証課長 (17) 品質管理課長 (18) 安全管理課長 (19) 転換課長 (20) 成形課長 (21) 組立課長 (22) 環境保全課長	(16) 安全・品質保証課長 (17) 品質管理課長 (18) 安全管理課長 (19) 転換課長 (20) 成形課長 (21) 組立課長 (22) 環境保全課長	・番号繰り上げ

2. 前項の管理組織は第1図に示すとおりとする。
3. 第1項の管理組織のうち管理総括者は、役員の中から社長が任命する。また、社長は、管理総括者を管理責任者として任命する。
4. 第1項の管理総括者、東海工場長及び各部課長（以下「各部課長等」という。）が、出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、管理総括者は予め代理者を選任しておく。

第2節 職 務

(職 務)

第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。

2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。
- (2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (4) 生産管理部長は、**加工施設の附属施設の運転及び加工施設の施設管理**に関する保安の業務を統括する。
- (5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。
- (6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。
- イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。

第2節 職 務

(職 務)

第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。

2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。
- (2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (4) 生産管理部長は、**放射性廃棄物処理設備、その他加工設備の附属施設の運転及び加工施設の施設管理**に関する保安の業務を統括する。
- (5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。
- (6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。
- イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。
- (3) 記載の適正化（運転対象について後述の施設技術課長の職務と整合させるための記載の見直しによる）
- (4) 生産管理部長は、放射性廃棄物処理設備、その他加工設備の附属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。
- (5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。
- (6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。
- イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。

新 旧 比 較 表	変 更 後：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 前：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
口) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。	口) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。	口) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。	
ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。	ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。	ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。	
二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	
(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の處理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。	(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の處理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。	(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の處理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。	
(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。	(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。	(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。	
(9) 施設技術課長は、放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。	(9) 施設技術課長は、放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。	(9) 施設技術課長は、放射性気体廃棄物廃棄物処理設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。	
(10) 生産技術課長は、施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。	(10) 生産技術課長は、施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。	(10) 生産技術課長は、施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。	
(11) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。	(11) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。	(11) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。	
(12) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。	(12) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。	(12) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。	
(13) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。	(13) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。	(13) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。	
イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。	イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。	イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。	
ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。	ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。	ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。	
ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。	ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。	ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。	
二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	二) 物品調達及び役務調達に関する業務。	
(14) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。	(14) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。	(14) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。	
(15) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出手除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。	(15) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出手除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。	(15) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出手除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。	
(16) 転換課長は、転換加工業、ワラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	(16) 転換課長は、転換加工業、ワラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	(16) 転換課長は、転換加工業、ワラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	
(17) 成形課長は、成形加工業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成形工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	(17) 成形課長は、成形加工業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成形工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	(17) 成形課長は、成形加工業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成形工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。	
(18) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成形工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。	(18) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成形工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。	(18) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成形工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。	
(19) 環境保全課長は、シリンドラ洗浄棟のワラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。	(19) 環境保全課長は、シリンドラ洗浄棟のワラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。	(19) 環境保全課長は、シリンドラ洗浄棟のワラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。	

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、定期評価、記録及び報告に関する保安の業務を行う。	(20) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、記録及び報告に関する保安の業務を行う。 3. 第86条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第80条に定める非常時対策組織に移行する。	(20) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、記録及び報告に関する保安の業務を行う。 3. 第86条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第80条に定める非常時対策組織に移行する。	・番号繰り下げ (2) 加工規則改正に伴う変更
第18条から第20条 省略	第3節 核燃料取扱主任者 変更なし	第4節 安全衛生委員会 変更なし	第3節 核燃料取扱主任者 変更なし
第21条から第23条 省略	第4章 教育・訓練 変更なし	第4章 教育・訓練 変更なし	第4章 教育・訓練 変更なし
第24条から第25条 省略	第5章 加工施設の操作 変更なし	第5章 加工施設の操作 変更なし	第5章 加工施設の操作 変更なし
第26条から第27条 省略	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 第2節 通 則 変更なし	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 第2節 通 則 変更なし	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 第2節 通 則 変更なし
第28条から第32条 省略			

変更前(令和4年5月30日付け認可)：変更箇所を赤字下線で示す		新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
第3節 保安上特に管理を必要とする設備	第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。	第3節 保安上特に管理を必要とする設備	第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。	(漏えい管理)
第35条 省略	第4節 操作上の留意事項	第4節 操作上の留意事項	第4節 操作上の留意事項	変更なし
第33条から第34条 省略	(漏えい管理)	(漏えい管理)	(漏えい管理)	変更なし
第35条 省略	第4節 操作上の留意事項	第4節 操作上の留意事項	第4節 操作上の留意事項	変更なし
第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。	2. 設施技術課長 は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内的圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。	2. 施設技術課長 は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内的圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。	2. 施設技術課長 は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても当該区域の室内的圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。	(漏えい管理)
3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排氣することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。	3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排氣することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。	3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排氣することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。	3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排氣することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。	(漏えい管理)
第37条 省略	第5節 異常時の措置	第5節 異常時の措置	第5節 異常時の措置	変更なし
第38条から第39条 省略	第6章 放射線管理	第6章 放射線管理	第6章 放射線管理	変更なし
第40条から第41条 省略	第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	第1節 放射線管理	変更なし
第42条から第48条の2 省略	第2節 区域管理	第2節 区域管理	第2節 区域管理	変更なし

変更前(令和4年5月30日付認可)：変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
第49条から第53条 省略	第3節 被ばく管理 変更なし	第3節 被ばく管理	
(線量当量等の測定)	第4節 線量当量等の測定 変更なし	第4節 線量当量等の測定 (線量当量等の測定)	
第 54 条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。	第 54 条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、 設備技術課長 は再循環給気を中止し、手動によりワンスルーワイドに切り換える。	第 54 条 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口附近に表示する。 3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口附近に表示する。 4. 安全管理課長は、第2図(10)に示す MNF 周辺監視区域西側境界付近に設置されるモニタリングポート(MNF 局)及び隣接する MHI 原子力研究開発機構 (以下「NDC」という。)が所有する NDC 周辺監視区域東側境界付近に設置されるモニタリングポート(NDC 局)により空間放射線量率を測定し、常時監視する。なお、モニタリングポートが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。	(1) 保安管理組織の変更 (2) 保安管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、 施設技術課長 は再循環給気を中止し、手動によりワンスルーワイドに切り換える。 (3) 記載の適正化 (近隣事業所名の変更による)
第55条 安全管理課長は、 <u>第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</u>	第55条 安全管理課長は、 <u>第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、また校正を第11条の6に基づき定期的に実施し、その機能が正常であることを確認する。</u> 2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。	第55条 安全管理課長は、 <u>第60条の7に定める保全計画のもと、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</u> 2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。	(放射線測定器類の管理) (3) 記載の適正化 (校正是品管規則第43条に基づき実施することによる)
第56条から第59条 省略	第5節 物品及び核燃料物質等の移動の管理 変更なし	第5節 物品及び核燃料物質等の移動の管理 変更なし	第5節 物品及び核燃料物質等の移動の管理 変更なし
第 60 条から第 60 条の 5 省略	第7章 施設管理 第1節 施設管理計画 変更なし	第7章 施設管理 第1節 施設管理計画 変更なし	第7章 施設管理 第1節 施設管理計画 変更なし

変更前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す

新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
<p>(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第60条の6 機器の有効性を監視、評価するためには、第60条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備技術課長は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. 設備技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>4. 設備技術課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(保全計画の策定)</p> <p>第60条の7 担当課長は、保全計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 <p>(2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、第60条の5の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 2) 使用環境及び設置環境 3) 劣化、故障モード 4) 機器の構造等の設計的知見 5) 科学的知見 <p>(3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>2. 担当課長は、点検計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 担当課長は、建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、適切な方式を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予防保全 <ol style="list-style-type: none"> イ) 時間基準保全 ロ) 状態基準保全 2) 事後保全 <p>(3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、点検項目、具体的な点検方法、評価方法及び管理基準等を定める。</p>	<p>(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第60条の6 機器の有効性を監視、評価するためには、第60条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備技術課長は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. 設備技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>4. 担当課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(保全計画の策定)</p> <p>第60条の7 担当課長は、保全計画(施設管理実施計画)を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、第60条の4の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 点検計画 2) 巡視計画 3) 定期事業者検査の計画 4) 設計及び工事の計画 5) 特別な保全計画 <p>(2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、第60条の5の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第60条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 2) 使用環境及び設置環境 3) 劣化、故障モード 4) 機器の構造等の設計的知見 5) 科学的知見 <p>(3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>2. 担当課長は、点検計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 担当課長は、建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、適切な方式を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予防保全 <ol style="list-style-type: none"> イ) 時間基準保全 ロ) 状態基準保全 2) 事後保全 <p>(3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、点検項目、具体的な点検方法、評価方法及び管理基準等を定める。</p>	

新 旧 比 較 表	変 更 理 由	
委 更 前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す	1) 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 イ) 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目 ロ) 点検の具体的な方法 ハ) 評価方法及び管理基準 二) 実施頻度 木) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 2) 状態基準保全 イ) 設備診断技術を使い状態監視データを探取する時期までに、次の事項を定める。 ①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目 ②状態監視データの具体的な採取方法 ③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ④状態監視データ探取頻度 ⑤実施時期 ⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ロ) 巡視を実施する時期までに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、次の事項を定める。 ①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目 ②巡視の具体的な方法 ③評価方法及び管理基準 ④実施頻度 ⑤実施時期 ⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 3) 事後保全 事後保全を選定した場合は、巡視を含め、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 3. 担当課長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を、定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 (1) 所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目 (2) 定期事業者検査の具体的な方法 (3) 評価方法及び管理基準	1) 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 イ) 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目 ロ) 点検の具体的な方法 ハ) 評価方法及び管理基準 二) 実施頻度 木) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に状態監視データ採取、巡視、点検等の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 2) 状態基準保全 イ) 設備診断技術を使い状態監視データを探取する時期までに、次の事項を定める。 ①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目 ②状態監視データの具体的な採取方法 ③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ④状態監視データ探取頻度 ⑤実施時期 ⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ロ) 巡視を実施する時期までに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように、次の事項を定める。 ①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するためには必要なデータ項目 ②巡視の具体的な方法 ③評価方法及び管理基準 ④実施頻度 ⑤実施時期 ⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 3) 事後保全 事後保全を選定した場合は、巡視を含め、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 3. 担当課長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を、定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 (1) 所定の機能を発揮しうる状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目 (2) 定期事業者検査の具体的な方法 (3) 評価方法及び管理基準

変更前 (令和4年5月30日付(認可))・変更箇所を赤字下線で示す	変更後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
<p>(4) 定期事業者検査の実施時期</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、施設の補修、改修及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目</p> <p>2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法</p> <p>3) 評価方法及び管理基準</p> <p>4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(3) 異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、加工施設に異常を認めた場合は、必要に応じて第38条の措置を講じたうえで、<u>設備技術課長</u>に必要な当該設備の補修作業の実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2) <u>設備技術課長</u>は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受け止る。ただし、承認についてはは加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと判断した場合は、承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて<u>設備技術課長</u>に改造及び新設の実施を依頼する。</p> <p>2) <u>設備技術課長</u>は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>5. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、当該加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定し、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>(2) 担当部課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</p> <p>2) 点検の具体的方法</p>	<p>(4) 定期事業者検査の実施時期</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、施設の補修、改修及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目</p> <p>2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法</p> <p>3) 評価方法及び管理基準</p> <p>4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(3) 異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、加工施設に異常を認めた場合は、必要に応じて第38条の措置を講じたうえで、<u>自部門で補修するか、設備技術課長又は施設技術課長</u>に必要な当該設備の補修作業の実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受ける。ただし、承認についてはは加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと除外する。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて<u>設備技術課長又は施設技術課長</u>に改造及び新設を行いう場合、必要に応じて<u>設備技術課長又は施設技術課長</u>に改造及び新設の実施を依頼する。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>5. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、当該加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定し、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>(2) 担当部課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</p> <p>2) 点検の具体的方法</p>	<p>(4) 定期事業者検査の実施時期</p> <p>4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1) 担当課長は、施設の補修、改修及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目</p> <p>2) 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法</p> <p>3) 評価方法及び管理基準</p> <p>4) 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>(3) 異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、加工施設に異常を認めた場合は、必要に応じて第38条の措置を講じたうえで、<u>自部門で補修するか、設備技術課長又は施設技術課長</u>に必要な当該設備の補修作業の実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受ける。ただし、承認についてはは加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと除外する。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(4) 施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</p> <p>1) 各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて<u>設備技術課長又は施設技術課長</u>に改造及び新設を行いう場合、必要に応じて<u>設備技術課長又は施設技術課長</u>に改造及び新設の実施を依頼する。</p> <p>2) <u>設備技術課長又は施設技術課長</u>は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>3) 管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>5. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、当該加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定し、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>(2) 担当部課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p>1) 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</p> <p>2) 点検の具体的な方法</p>

変更前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
3) 評価方法及び管理基準 4) 点検の実施時期	3) 評価方法及び管理基準 4) 点検の実施時期	3) 評価方法及び管理基準 4) 点検の実施時期	
(保全の実施)	(保全の実施)		
第60条の8 担当課長は、保全の実施に当たつて、第61条による設計管理及び第62条による工事管理を実施する。	第60条の8 担当課長は、保全の実施に当たつて、第61条による設計管理及び第62条による工事管理を実施する。	2. 担当課長は、保全の実施に当たつて、第61条による設計管理及び第62条による工事管理を実施する。	(1) 保全の実施
3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるように、第30条による巡視を定期的に行う。	3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、第30条による巡視を定期的に行う。	3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、第30条による巡視を定期的に行う。	(2) 保全の実施
4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。	4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。	4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。	(3) 保全の実施
5. <u>設備技術課長は</u> 、第60条の7第4項（3）の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと除く。	5. <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、第60条の7第4項（3）の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと除く。	5. 第60条の7第4項（3）の補修作業を行ったときは、 <u>補修作業を行った担当課長が</u> 、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものと除く。	(1) 保全の実施
6. <u>設備技術課長</u> は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。	6. <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。	6. <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、第60条の7第4項（4）の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。	(2) 保全の実施
7. 別表第1-2に示す巡視を行う設備等の責任者は、設備の補修、改造及び新設に伴い、その機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。	7. 別表第1-2に示す巡視を行う設備等の責任者は、設備の補修、改造及び新設に伴い、その機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。	7. 別表第1-2に示す巡視を行う設備等の責任者は、設備の補修、改造及び新設に伴い、その機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。	(3) 保全の実施
第60条の9から第60条の12 省略	変更なし	第2節 設計及び工事管理	
第61条 省略	変更なし	第2節 設計及び工事管理	
(工事管理)	(工事管理)	(工事管理)	
第62条 <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行いう。	第62条 <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行いう。	第62条 <u>設備技術課長又は施設技術課長</u> は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行いう。	(1) 保全の実施
(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理	(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理	(1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射線管理 (7) 第9章に基づく放射性廃棄物管理	(1) 保全の実施

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
第 3 節 事業者検査の実施	第 3 節 事業者検査の実施	第 3 節 事業者検査の実施	
第 63 条から第 65 条 省略	変更なし		
第 4 節 計器及び放射線測定器の校正	(計器及び放射線測定器の校正の実施) 第 66 条 担当課長は、加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正について、校正を1年ごとに実行する。ただし、放射線測定器についての校正は、第 55 条に基づく点検で行う。 2. 担当課長は、前項の校正を行っては、次の事項を実施する。 (1) 异常が発見された場合のそれまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録。 (2) 測定値の正当性の保証が必要な場合、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護。	第 4 節 計器及び放射線測定器の校正 (計器及び放射線測定器の校正の実施) 第 66 条 担当課長は、加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正を第 11 条の6に基づいて行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第 55 条に基づく点検で行う。 2. 担当課長は、前項の校正を行っては、次の事項を実施する。 (1) 异常が発見された場合のそれまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録。 (2) 測定値の正当性の保証が必要な場合、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護。	
第 5 節 計画停電時の措置	(計画停電時の措置) 第 67 条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵） (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。	第 5 節 計画停電時の措置 (計画停電時の措置) 第 67 条 施設技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。 (1) 加工設備本体の運転停止 (2) 核燃料物質の適切な閉じ込め（貯蔵施設への貯蔵） (3) 計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。	
第 6 節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	第 6 節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	第 6 節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	
第 67 条の2 省略	変更なし	第 67 条の2 省略	
第 8 章 核燃料物質の管理	第 8 章 核燃料物質の管理	第 8 章 核燃料物質の管理	
第 68 条から第 72 条 省略	変更なし	第 68 条から第 72 条 省略	

新	旧	比 較 表	変 更 後 ：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	
第73条から第74条 省略				
(廃棄物の仕掛品)				
第75条 担当課長は、第1種管理区域で発生し、廃棄設備へ廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛け品」という。）について、不燃物、可燃物に区別し、必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に収納する。	2. 担当課長は、廃棄物の仕掛け品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合には、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じる。	3. 設備技術課長 は、工事において廃棄物の仕掛け品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域の仕掛け品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。	3. 設備技術課長又は施設技術課長 は、工事において廃棄物の仕掛け品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域で実施する廃棄物の仕掛け品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
2. 担当課長は、廃棄物の仕掛け品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが困難な場合には、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じる。	3. 設備技術課長 は、工事において廃棄物の仕掛け品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域の仕掛け品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。	4. 環境保全課長は、第1項から第3項の廃棄物の仕掛け品を受け入れ、不燃物、可燃物に区分し、必要に応じて解体、切断、分別、除染、乾燥し、作業中は汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業終了後に金属製容器に収納する。	4. 環境保全課長は、第1項から第3項の廃棄物の仕掛け品を受け入れ、不燃物、可燃物に区分し、必要に応じて解体、切断、分別、除染、乾燥し、作業中は汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業終了後に金属製容器に収納する。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
3. 設備技術課長 は、工事において廃棄物の仕掛け品の発生が多い場合は、金属製容器を当該作業区域に持ち込み収納する等の措置を工事計画に定め、当該作業区域で実施する廃棄物の仕掛け品の汚染の広がりを防止するために必要な措置を講じる。	5. 環境保全課長は、第4項の措置を講じた廃棄物の仕掛け品については、第6図で指定する保管場所に保管する。	5. 環境保全課長は、第4項の措置を講じた廃棄物の仕掛け品については、第6図で指定する保管場所に保管する。	5. 環境保全課長は、第4項の措置を講じた廃棄物の仕掛け品については、第6図で指定する保管場所に保管する。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
4. 環境保全課長は、第1項から第3項の廃棄物の仕掛け品を受け入れ、不燃物、可燃物に区分し、必要に応じて解体、切断、分別、除染、乾燥し、作業中は汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業終了後に金属製容器に収納する。	6. 環境保全課長は、第5項に定める廃棄物の仕掛け品の保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じる。但し、（1）号において、加工棟燃料棒溶接室における保管状況の巡視は、組立課長が実施する。	6. 環境保全課長は、第5項に定める廃棄物の仕掛け品の保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じる。但し、（1）号において、加工棟燃料棒溶接室における保管状況の巡視は、組立課長が実施する。	6. 環境保全課長は、第5項に定める廃棄物の仕掛け品の保管場所において、次の各号に掲げる措置を講じる。但し、（1）号において、加工棟燃料棒溶接室における保管状況の巡視は、組立課長が実施する。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
（1）保管状況の巡視	（1）保管状況の巡視	（2）その他保安上必要な措置	（2）その他保安上必要な措置	
第75条の2から第76条 省略				
(放射性気体廃棄物)				
第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。	2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。	2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。	2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。	3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。	3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。	3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。	4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに 設備技術課長 にその事実を通知すると共に、その原因の除去	4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに 施設技術課長 にその事実を通知すると共に、その原因の除去	4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに 施設技術課長 にその事実を通知すると共に、その原因の除去	

変更前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	(1) 安全管理課長（業務分掌の見直しによる）
5. <u>設営技術課長</u> は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。	5. <u>施設技術課長</u> は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。	(1) 保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）
6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧告する。	6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧告する。	
7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。	7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。	
第78条から第79条 省略	第10章 非常時の措置	第10章 非常時の措置
第80条から第83条 省略	第2節 事前対策	第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善
第84条から第85条 省略	第3節 初期活動	第2節 事前対策
第86条から第87条の3 省略	第4節 非常時ににおける活動	第3節 初期活動
第88条 省略	変更なし	第4節 非常時ににおける活動
	変更なし	第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

新 旧 比 較 表	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 前 (令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す
変 更 前 (令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置
第1節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画、実施、評価及び改善 第89条から第90条 省略	第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備 変更なし	第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備 変更なし
第91条 省略	第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置 第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善 変更なし	第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置 第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善 変更なし
第92条から第97条 タ番	第13章 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 第1節 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行いう体制の整備 変更なし	第13章 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置 第1節 六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置 第101条 長期間（1年以上）に亘り停止状態にある六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の運転再開に向けた措置（六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置） 第101条 長期間（1年以上）に亘り停止状態にある六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の運転再開に向けた措置として、以下を行う。 (1) 社長は、長期間停止後の運転再開における安全の確保を含む保安品質方針を策定するとともに、管理総括者に保安品質目標を設定させる。また、管理総括者、核燃料取扱主任者並びに各部長を出席させたマネジメントレビュー会議を開催し、運転再開に向けた、六ふつ化ウランを正圧で扱うことに対する安全の確保に係る取り組み状況をレビューすることにより、保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更

新旧比較表

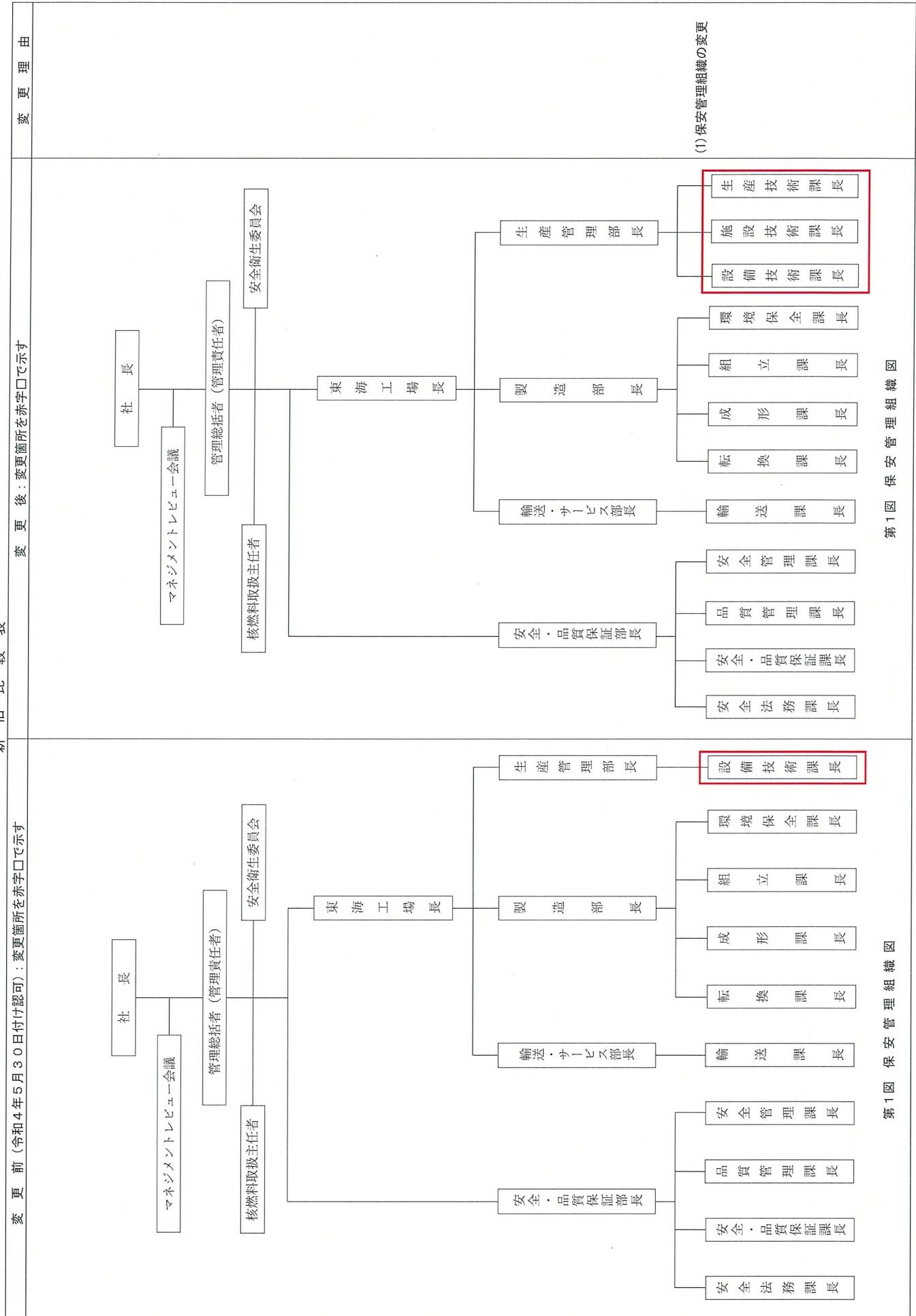
変更前（令和4年5月30日付付認可）：変更箇所を赤字下線で示す	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
<p>更の必要性の評価を行う。</p> <p>(2) 管理総括者は、保安品質方針に従って、六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した改善措置を含め、長期停止後の運転再開における安全確保の活動を確實に実施するために、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を定める。このため、担当部長に保安品質目標による活動として、以下の1)及び2)の事項を盛り込んだ計画を作成させ、安全衛生委員会の審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を策定する。策定した長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画の実施状況については、担当部長から受けける保安品質目標の活動状況報告により確認する。その上で、要改善事項については確実に改善させ、設備が健全であること及び必要な力量を持った操作員が確保されていることを確認し、製造部長に対して運転再開の指示を行う。</p> <p>1) 計画に関する要件</p> <p>イ) 長期停止後運転再開計画</p> <p>① 立入制限区域へ立に入る者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域へ立に入る者に対し、安全管理課長による立入許可のための教育を受けさせる。</p> <p>② 転換工程に従事する操作員の教育・訓練（製造部長）</p> <p>操作員に関しては、長期停止に伴う力量の一時的な低下及び新規取り組み事項の習熟を考慮し、操作員の力量レベルに応じた教育内容及び教育期間を明確にし、操作に係る技量教育を含め、操作全般の再教育・訓練を行う。再教育・訓練の計画には、長期停止期間中に変更又は追加された六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関すること及び六ふつ化ウラン漏えい時の異常時対応を含める。</p> <p>③ 他の工程に従事する者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域及び立入管理区域へ立に入る者に対して、実施すべき事項の教育（複数人作業、必要な防護具の携行及び着用）を行う（なお、転換工程に従事する操作員の教育・訓練にも当該内容を含む）。</p> <p>④ 六ふつ化ウランを正圧で取扱う設備の総点検（製造部長及び生産管理部長）</p> <p>設備に関しては、長期間の停止に伴う劣化等の影響を考慮し、閉じ込め、臨界防止の機能が健全であることを総点検する。総点検に当たっては、設備の管理状態、経年変化調査結果及び故障モードを考慮し、安全機能の健全性を確認する上で必要な点検項目を抽出する。抽出した点検項目について、設備の状態（劣化、腐食等）及び機器の動作を確認し、機器単体の機能が健全であること並びに系統からの漏えい防止及びインターロック作動等のシステム全体での安全機能を確認する。</p> <p>口) 保安教育訓練計画（安全・品質保証部長）</p> <p>① 保安教育</p> <p>第24条第2項（1）のイ）からニ）に定める六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した措置に關し、従業員等が理解しておくべき事項</p> <p>② 非常時対策組織要員への教育・訓練</p>	<p>更の必要性の評価を行う。</p> <p>(2) 管理総括者は、保安品質方針に従って、六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した改善措置を含め、長期停止後の運転再開における安全確保の活動を確實に実施するためには、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を定める。このため、担当部長に保安品質目標による活動として、以下の1)及び2)の事項を盛り込んだ計画を作成させ、安全衛生委員会の審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を策定する。策定した長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画の実施状況については、担当部長から受けける保安品質目標の活動状況報告により確認する。その上で、要改善事項については確実に改善させ、設備が健全であること及び必要な力量を持った操作員が確保されていることを確認し、製造部長に対して運転再開の指示を行う。</p> <p>1) 計画に関する要件</p> <p>イ) 長期停止後運転再開計画</p> <p>① 立入制限区域へ立に入る者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域へ立に入る者に対し、安全管理課長による立入許可のための教育を受けさせる。</p> <p>② 転換工程に従事する操作員の教育・訓練（製造部長）</p> <p>操作員に関しては、長期停止に伴う力量の一時的な低下及び新規取り組み事項の習熟を考慮し、操作員の力量レベルに応じた教育内容及び教育期間を明確にし、操作に係る技量教育を含め、操作全般の再教育・訓練を行う。再教育・訓練の計画には、長期停止期間中に変更又は追加された六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関すること及び六ふつ化ウラン漏えい時の異常時対応を含める。</p> <p>③ 他の工程に従事する者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域及び立入管理区域へ立に入る者に対して、実施すべき事項の教育（複数人作業、必要な防護具の携行及び着用）を行う（なお、転換工程に従事する操作員の教育・訓練にも当該内容を含む）。</p> <p>④ 六ふつ化ウランを正圧で取扱う設備の総点検（製造部長及び生産管理部長）</p> <p>設備に関しては、長期間の停止に伴う劣化等の影響を考慮し、閉じ込め、臨界防止の機能が健全であることを総点検する。総点検に当たっては、設備の管理状態、経年変化調査結果及び故障モードを考慮し、安全機能の健全性を確認する上で必要な点検項目を抽出する。抽出した点検項目について、設備の状態（劣化、腐食等）及び機器の動作を確認し、機器単体の機能が健全であること並びに系統からの漏えい防止及びインターロック作動等のシステム全体での安全機能を確認する。</p> <p>口) 保安教育訓練計画（安全・品質保証部長）</p> <p>① 保安教育</p> <p>第24条第2項（1）のイ）からニ）に定める六ふつ化ウランの化学的影響を考慮した措置に關し、従業員等が理解しておくべき事項</p> <p>② 非常時対策組織要員への教育・訓練</p>	

変更前(令和4年5月30日付け認可)：変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
<p>第25条第2項（1）及び（2）に定める六ふつ化ウラン漏えい事故に対処するための訓練において、転換課の操作員を含めた非常時対策組織要員が役割に応じ、力量として備えておくべき初動対応及び拡大防止措置に関する事項</p> <p>2) 実施スケジュール</p> <p>イ) 1) の要件を反映した長期停止後運転再開計画の立案及び実施スケジュール</p> <p>ロ) 保安品質目標に従った計画立案の進捗状況及び実施状況の報告時期</p> <p>(3) 製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長は、管理総括者の指示により、自部門の保安品質目標を作成（管理総括者が策定）する。また、保安品質目標に従って担当課長に保安活動を実施させ、実施状況を都度、管理総括者へ報告する。製造部長は管理総括者の指示を受けて、転換課長に運転再開を指示する。</p> <p>(4) 転換課長、成形課長、環境保全課長、設備技術課長、施設技術課長、安全・品質保証課長及び安全管理課長は、策定された自部門の保安品質目標に従って、保安活動を実施し、実施状況を都度、担当部長に報告する。転換課長は、製造部長の指示を受けて、運転を再開する。</p>		<p>第25条第2項（1）及び（2）に定める六ふつ化ウラン漏えい事故に対処するための訓練において、転換課の操作員を含めた非常時対策組織要員が役割に応じ、力量として備えておくべき初動対応及び拡大防止措置に関する事項</p> <p>2) 実施スケジュール</p> <p>イ) 1) の要件を反映した長期停止後運転再開計画の立案及び実施スケジュール</p> <p>ロ) 保安品質目標に従った計画立案の進捗状況及び実施状況の報告時期</p> <p>(3) 製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長は、管理総括者の指示により、自部門の保安品質目標を作成（管理総括者が策定）する。また、保安品質目標に従って担当課長に保安活動を実施させ、実施状況を都度、管理総括者へ報告する。製造部長は管理総括者の指示を受けて、転換課長に運転再開を指示する。</p> <p>(4) 転換課長、成形課長、環境保全課長、設備技術課長、施設技術課長、安全・品質保証課長及び安全管理課長は、策定された自部門の保安品質目標に従って、保安活動を実施し、実施状況を都度、担当部長に報告する。転換課長は、製造部長の指示を受け、運転を再開する。</p>	
<p>第2節 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る</p> <p>計画、実施、評価及び改善</p>		<p>第2節 六ふつ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る</p> <p>計画、実施、評価及び改善</p>	
<p>第3節 六ふつ化ウラン漏えい時の作業者への影響を防止するための措置</p> <p>計画、実施、評価及び改善</p>		<p>第3節 六ふつ化ウラン漏えい時の作業者への影響を防止するための措置</p> <p>計画、実施、評価及び改善</p>	
<p>第102条から第103条 省略</p>		<p>変更なし</p>	
<p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p>		<p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p>	
<p>（六ふつ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）</p> <p>第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふつ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行</p>		<p>（六ふつ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）</p> <p>第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふつ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふつ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行</p>	

新	旧	比 較 表
変更前	変更後	変更理由
<p>う。自張り作業終了後は、六ふつ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原燃料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、自張りを中止し原燃料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 設施技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>6. 転換課長は、六ふつ化ウラン漏えい事故における六ふつ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ（1段目）を常時運転する。</p>	<p>う。自張り作業終了後は、六ふつ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原燃料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、自張りを中止し原燃料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 施設技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>6. 転換課長は、六ふつ化ウラン漏えい事故における六ふつ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふつ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ（1段目）を常時運転する。</p>	<p>（1）保安管理組織の変更（業務分掌の見直しによる）</p>
第114条から第115条 省略	第5節 六ふつ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備	第5節 六ふつ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備
第116条から第118条 省略	第6節 地震時の六ふつ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置	第6節 地震時の六ふつ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置
第119条 省略	第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み	第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み
	(最新の知見を安全性向上に資する取り組み)	(最新の知見を安全性向上に資する取り組み)
	第120条 担当課長は、他の施設の六ふつ化ウラン漏えい事象に対する 予防 処置に当たっては、 第15条第5項 に基づき、他の施設から得られた知見を適切に反映する。	（3）記載の適正化（品管規則の定義との整合による） （3）記載の適正化（引用条項の修正による）
	2. 安全・品質保証課長は、 予防 処置の要否に問わらず、他の施設から得られた六ふつ化ウラン漏えいに係る知見を社内に周知する。	2. 安全・品質保証課長は、 未然防止 処置の要否に問わらず、他の施設から得られた六ふつ化ウラン漏えいに係る知見を社内に周知する。
	3. 各課長は、 予防 処置の要否に問わらず、他の施設から得られた六ふつ化ウラン漏えいに係る知見について、教育を行う。	3. 各課長は、 未然防止 処置の要否に係わらず、他の施設から得られた六ふつ化ウラン漏えいに係る知見について、教育を行う。
	4. 各部長は、前項の結果を第103条第1項に従い評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。	4. 各部長は、前項の結果を第103条第1項に従い評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。
	5. 管理総括者は、前項の報告内容を第103条第2項に従い評価し、必要に応じて第102条に定める標準書を改める。	5. 管理総括者は、前項の報告内容を第103条第2項に従い評価し、必要に応じて第102条に定める標準書を改める。

	変更前(令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表 変更後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変更理由 (2) 加工規則改正に伴う変更 (第14章定期評価の削除)
第14章 定期評価 (定期評価に係る計画及び実施)			
第121条 管理総括者は、第123条に記載する事項を定めた定期評価に関する標準書を定める。 2. 各課長は、前項に定めた標準書に基づき、第123条の業務を実施する。	<p>第122条 担当部長は、第121条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第121条に定める標準書を改める。</p>		
(加工施設の定期的な評価) 第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六つ札ラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。 なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。 (1) 安全研究成果の反映状況 (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する指摘状況を含む。） (3) 技術開発成果の反映状況	<p>第122条 各課長は、品評会活動、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六つ札ラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。</p> <p>なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する指摘状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p>	第14章 記録及び報告 ・第14章削除による章番号 繰り上げ	
第124条 省略 (報告)	<p>第125条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料物質の取扱いに関するものについては、核燃料取扱主任者にも報告する。</p> <p>(1) 第4章第4節に係わる操作上の留意事項を満足できない場合 (2) 放射性液体及び気体廃棄物について、管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずるもののが生じた場合、又は生ずるおそれがあると判断した場合</p>	第14章 記録及び報告 変更なし (報告) 第125条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料物質の取扱いに関するものについては、核燃料取扱主任者にも報告する。 <p>(1) 第5章第4節に係わる操作上の留意事項を満足できない場合 (2) 放射性液体及び気体廃棄物について、管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずるもののが生じた場合、又は生ずるおそれがあると判断した場合</p>	(3) 記載の適正化（引用章の修正による） (2) 放射性液体及び気体廃棄物について、管理目標値を超えて放出した場合 (3) 線量当量等に異常が認められた場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (5) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずるもののが生じた場合、又は生ずるおそれがあると判断した場合

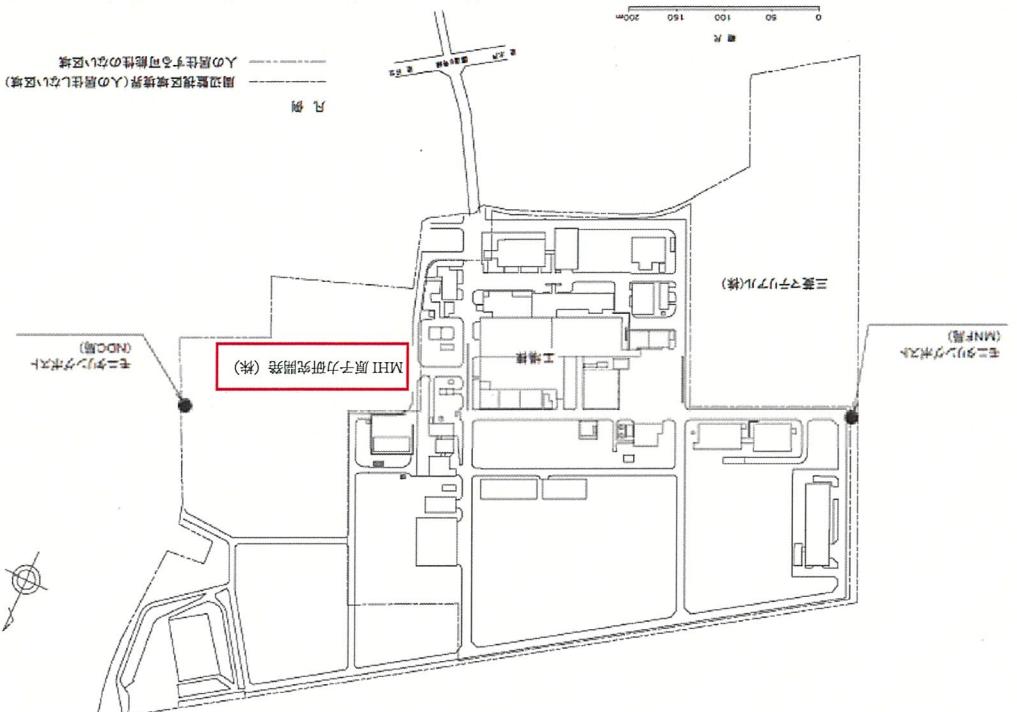
新旧比較表		変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
付	付	<p>2. 管理総括者は、あらかじめ連絡責任者を定め、前項の報告を受けた場合は、社長に報告するとともに、連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 管理総括者は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長及び社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p>2. 管理総括者は、あらかじめ連絡責任者を定め、前項の報告を受けた場合は、社長に報告するとともに、連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 管理総括者は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長及び社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>
則	則	<p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受け、かつ使用前検査、使用前確認がすべて完了し、新規制基準適合の合格証が交付後10日以内に施行する。</p> <p>ただし、この規定の認可時に組織変更に係る核物質防護規定が認可されていない場合は、核物質防護規定の認可後10日以内に施行する。</p>	<p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>4月1日以後に認可された場合は認可後10日以内に施行する。</p> <p>ただし、この規定の認可時に組織変更に係る核物質防護規定が認可されていない場合は、核物質防護規定の認可後10日以内に施行する。</p>
付	付	<p>2. 添付</p> <p>添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 省略</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 省略</p> <p>添付3 長期施設管理方針 省略</p>	<p>変更なし</p>
		3. 改訂履歴	本申請の認可後に認可日・認可番号を追記する。



第1図 保安管理組織図

第1図 保安管理組織図

変更前(令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字□で示す	変更後 : 変更箇所を赤字□で示す	変更理由
新旧比較表		
第2図(1) 敷地内配置及び周辺監視区域 省略		変更なし
第2図(2)～(8) 管理区域の区分図 省略		
第2図(9) 保全区域 省略		

新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字□で示す	変更理由
変更前（令和4年5月30日付で認可）：変更箇所を赤字□で示す	 <p>第2図(10) 変更前：変更箇所を赤字□で示す</p> <p>(3)記載の適正化(近隣事業所名の変更による)</p>	<p>第2図(10) 変更前：変更箇所を赤字□で示す</p> <p>(3)記載の適正化(近隣事業所名の変更による)</p>

新 旧 比 較 表	変 更 前 (令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字□で示す	変 更 後 : 変更箇所を赤字□で示す	変 更 理 由
			<p>(3) 記載の適正化(記載不要な扉の削除による)</p> <p>第3図(1) 車両工場,第2機器料倉庫,除業室,分析室 台車及び電動カーボン使用工具図</p> 

変更前(令和4年5月30日付認可):変更箇所を赤字□で示す	変更後:変更箇所を赤字□で示す	変更理由
新旧比較表		
第3図(2) 成型工場 台車使用エリア図 省略 変更なし		

新旧比較表		変更理由
変更前	変更後	
変更箇所を赤字□で示す	(3)記載の適正化(台車の移動範囲の変更による)	第3図(3)組立工場 台車使用工場図

変更前(令和4年5月30日付け認可):変更箇所を赤字□で示す	新旧比較表	変更後:変更箇所を赤字□で示す	変更理由
第3図(4) 加工棟 台車及び電動リフタ使用エリア図 省略			変更なし
第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフタ使用エリア図 省略			
第3図(6) シリンダ洗浄棟貯蔵室(3)台車使用エリア図 省略			
第3図(7) 構内運搬車 運搬エリア及び経路図 省略			
第4図(1) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図 省略			
第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六つ化ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(3) 容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送装置エリア図 省略			
第4図(4) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(6) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(7) 第2核燃料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(8) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第4図(9) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図 省略			
第5図 保安品質マネジメントシステム文書体系図 省略			
第6図 廃棄物の仕掛品保管場所図 省略			
第7図 防災組織図 省略			

前 前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す

変更前(令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後: 変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
別表第1-1-① 教育・訓練項目 省略 別表第1-1-② 緊急作業に係わる教育・訓練 省略 別表第1-2 巡視を行う設備等 (第30条及び第60条の8関係)	変更なし 変更なし 別表第1-2 巡視を行う設備等 (第30条及び第60条の8関係)	(1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 非常用電源設備 (8) 非常用設備 (9) 放射線管理施設 (10) 核燃料物質の検査設備 (11) 核燃料物質の計量設備 (12) 新燃料輸送容器	(1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 非常用電源設備 (8) 非常用設備 (9) 放射線管理施設 (10) 核燃料物質の検査設備 (11) 核燃料物質の計量設備 (12) 新燃料輸送容器
		巡視を行う設備等	巡視責任者
		(1) 化学処理施設 (2) 成形施設 (3) 被覆施設 (4) 組立施設 (5) 核燃料物質の貯蔵施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 非常用電源設備 (8) 非常用設備 (9) 放射線管理施設 (10) 核燃料物質の検査設備 (11) 核燃料物質の計量設備 (12) 新燃料輸送容器	関係課長 成形課長 組立課長 組立課長 関係課長 関係課長 監査技術課課長 関係課長 安全管理課課長 関係課長 関係課長 組立課長

変更前(令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後: 変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)	別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)	変更なし
設備及び機器名称の(1)から(43)まで省略			
(44) 放射性気体産業施設設備			
・気体産業設備(1) (工場換気換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・気体産業設備(2) (工場換成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・気体産業設備(3) (加工換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・気体産業設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・気体産業設備(5) (第1核燃料物置所)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・気体産業設備(6) (第2核燃料物置所、シリコン洗浄槽)	1式	・設備の機能を常に確保する	
(45) 放射性液体産業施設設備			
・液体処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・液体処理設備(2) (シリコン洗浄槽)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・液体処理設備(3) (加工槽)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・液体処理設備(4) (加工槽)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・液体処理設備(5) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	
・液体処理設備(6) (放射線管理室)	1式	・設備の機能を常に確保する	
(46) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する ・常用用ディーゼル発電機の7日間連続運転が可能な燃料を常に確保する	
(47) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	
別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）省略			変更なし
別表第3 熱的制限値 省略			
別表第4 身体及び身体に着用している物に係る表面密度 省略			
別表第5 放射線業務從事者の線量限度 省略			
別表第6 線量の評価項目及び頻度 省略			
別表第7 線量当量等の測定 省略			
別表第8 線量当量等の測定方法 省略			

新 旧 比 較 表
変 更 前 (令和4年5月30日付)認可) : 変更箇所を赤字下線で示す

別表第9 放射線測定器類 (第55条関係)

測 定 器 名	数 量	点検/校正 ^{*1} 頻度	点検・校正責任者
・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年	
・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	
・ダストモニタ	6台	1回/年	
・移動型ダストモニタ	4台	1回/年	
・ハンドフットモニタ	8台	1回/年	安全管理課長
・放射能測定装置 (α , β 線用)	13台	1回/年	
・エリアモニタ	8台	1回/年	
・熱螢光線量計 (TLD) 測定装置	1台	1回/年	
・モニタリングポスト	1台	1回/年	
・エアサンプラ	2台	使用時	
・個人用エアサンプラ	2台	使用時	
・熱螢光線量計 (TLD) 素子	1式	使用時	
・ガラスバッジ	1式	4回/ ^{*2} 年	
・エアスニフア	採取口 129	採取口	129

*1 : 点検/校正には交換も含む。

*2 : 女子 (妊娠不能と診断された者を除く。) は1回/月とする。

別表第10 物品及び核燃料物質等の移動に係る限度値 省略

別表第11 欠番

別表第12 核燃料物質の受入仕様値 省略

変更なし

別表第9 放射線測定器類 (第55条関係)

測 定 器 名	数 量	点検/校正 ^{*1} 頻度	点検・校正責任者
・線量當量率サーベイメータ	12台	1回/年	
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年	
・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	
・ダストモニタ	6台	1回/年	
・移動型ダストモニタ	4台	1回/年	
・ハンドフットモニタ	8台	1回/年	安全管理課長
・放射能測定装置 (α , β 線用)	13台	1回/年	
・エリアモニタ	8台	1回/年	
・熱螢光線量計 (TLD) 測定装置	1台	1回/年	
・モニタリングポスト	1台	1回/年	
・エアサンプラ	2台	使用時	
・個人用エアサンプラ	2台	使用時	
・熱螢光線量計 (TLD) 素子	1式	使用時	
・ガラスバッジ	1式	4回/ ^{*2} 年	
・エアスニフア	採取口 129	採取口	129

(3)記載の適正化(校正)は品質規則第43条に基づき実施することによる。

(3)記載の適正化(校正)は品質規則第43条に基づき実施することによる。

変更前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す

新旧比較表

別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力（第72条関係）

施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	変更後、変更箇所を赤字下線で示す	
工場棟	原 料 倉 庫	六ふつ化ウラン	62ton-U (注8,9)	原 料 倉 庫	六ふつ化ウラン
	転換加工室	ウラン粉末	43ton-U (注8,9)	転 换 加 工 室	ウラン粉末
	ペレット加工室		7ton-U (注1,9)	ペレット加工室	7ton-U (注1)
	ペレット加工室	ウランペレット	7ton-U (注1,9,10)	ペレット加工室	ウランペレット
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		40ton-U (注1,11)	工 場 棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン
	ペレット貯蔵室		1ton-U (注1)	ペレット貯蔵室	40ton-U (注1)
	燃料棒補修室	燃 料 棒	46ton-U (注1)	燃料棒補修室	1ton-U (注1)
	燃料棒検査室		59ton-U	燃料棒検査室	46ton-U (注1)
	燃料集合体組立室	燃料集合体	180ton-U (注1)	燃料集合体組立室	59ton-U
	燃料集合体貯蔵室			燃料集合体貯蔵室	180ton-U (注1)
加工棟	粉末貯蔵室（1）		13ton-U (注11)	粉末貯蔵室（1）	13ton-U
	粉末貯蔵室（2）	ウラン粉末		粉末貯蔵室（2）	ウラン粉末
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		2ton-U (注12)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	2ton-U
	ペレット加工室	ウランペレット	2ton-U (注12)	ペレット加工室	2ton-U
	ペレット加工室		15ton-U (注12)	ペレット加工室	15ton-U
	燃料棒溶接室	燃 料 棒	1ton-U (注12)	燃料棒溶接室	1ton-U
原 料 貯 蔵 所	六ふつ化ウラン		521ton-U (注2,7)	六ふつ化ウラン	521ton-U (注2,7)
	ウラン粉末及びウランペレット	43.8ton-U		ウラン粉末及びウランペレット	43.8ton-U
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		2ton-U (注4,13)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	2ton-U (注4)
	除染室・分析室 作業室（2）	ウラン粉末	84ton-U (注4,13)	第2核燃料倉庫	ウラン粉末
	第2核燃料倉庫			第3核燃料倉庫	ウラン粉末
	第3核燃料倉庫	貯 蔵 室（1）	163ton-U (注1,3)	貯 蔵 室（1）	163ton-U (注1,3)
	第3核燃料倉庫	貯 蔵 室（2）	20ton-U (注6)	貯 蔵 室（2）	20ton-U (注6)
		燃 料 棒	3ton-U (注6)	燃 料 棒	3ton-U (注6)

別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力（第72条関係）

施 設		核燃料物質の種類		最 大 貯 蔵 能 力		変 更 理 由	
(3)記載の適正化(不要な注記の削除による)							
				原 料 倉 庫	原 料 倉 庫		
				転 换 加 工 室	転 换 加 工 室		
				ペレット加工室	ペレット加工室		
				ペレット加工室	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		
				ペレット加工室	ウランペレット		
				燃料棒検査室	燃料棒検査室		
				燃料棒溶接室	燃料棒溶接室		
				粉末貯蔵室	粉末貯蔵室		
				粉末貯蔵室（1）	粉末貯蔵室（1）		
				粉末貯蔵室（2）	粉末貯蔵室（2）		
				濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		
				燃料棒溶接室	燃料棒溶接室		
				原 料 貯 蔵 所	原 料 貯 蔵 所		
				除染室・分析室 作業室（2）	除染室・分析室 作業室（2）		
				第2核燃料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン		
				第3核燃料倉庫	ウラン粉末		
					ウラン粉末		

新旧比較表

		変更前(令和4年5月30日付認可) : 変更箇所を赤字下線で示す		変更後: 変更箇所を赤字下線で示す	
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		施設	核燃料物質の種類
シリンドラ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末 濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	6ton-U(注5)	シリンドラ洗浄棟	貯蔵室(3) 濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン
容器管理棟	保管室	燃料集合体	43ton-U(注1)	容器管理棟	保管室 燃料集合体
劣化・天然ウラン倉庫	天然ウラン、劣化ウラン	ウラン粉末及び ウランペレット	40ton-U	劣化・天然ウラン倉庫	天然ウラン、 ウラン粉末及び ウランペレット

(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン2.2ton-U以下を含む。

(注2) 再生濃縮ウラン2.2ton-U以下を含む。

(注3) 再生濃縮ウランのスクラップ1.0ton-U以下を含む。

(注4) (注4)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。

(注5) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。

(注6) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。

(注7) 原料貯蔵所にウラン粉末を貯蔵する場合は、六ふつ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。

別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間 省略

別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値 省略

別表第15 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度 省略

変更なし

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	施設	核燃料物質の種類
シリンドラ洗浄棟	ウラン粉末 濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	6ton-U(注5)	シリンドラ洗浄棟	ウラン粉末 濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン
容器管理棟	燃料集合体	43ton-U(注1)	容器管理棟	燃料集合体
劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット	40ton-U	劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット

(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン2.2ton-U以下を含む。

(注2) 再生濃縮ウラン2.2ton-U以下を含む。

(注3) 再生濃縮ウランのスクラップ1.0ton-U以下を含む。

(注4) (注4)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。

(注5) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。

(注6) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。

(注7) 原料貯蔵所にウラン粉末を貯蔵する場合は、六ふつ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。

変更前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す

新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
別表第16 保安に関する記録 1. 加工規則第7条に基づく記録	別表第16 保安に関する記録 1. 加工規則第7条に基づく記録 （第19条、75条の2、124条関係）	
1. 加工施設の施設管理（第7条の4第1項に規定するも のをいって、以下の表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	1. 加工施設の施設管理（第7条の4第1項に規定するも のをいって、以下の表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	
□ 第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実 施状況及びその担当者の氏名（注4）	□ 第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実 施状況及びその担当者の氏名（注4）	
ハ 第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及 びその評価の担当者の氏名	ハ 第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及 びその評価の担当者の氏名	
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水 口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃 度 1日間の平均濃度	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水 口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃 度 1日間の平均濃度	
□ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に 係る1週間の総線量 当量 管理区域における空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度 並びに放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度	□ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に 係る1週間の総線量 当量 管理区域における空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度 放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度	
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間 の総量 女子放射線業務従事者（妊娠不能と診断された者 及び妊娠の意思がない旨を社長に書面で申し出た 者を除く）の4月1日、7月1日、10月1日、 1月1日を始期とする各3月間の総量 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ること となつた女子放射線業務従事者にあつては、出生 までの間毎月1日を始期とする1月間の総量	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間 の総量 女子放射線業務従事者（妊娠不能と診断された者 及び妊娠の意思がない旨を社長に書面で申し出た 者を除く）の4月1日、7月1日、10月1日、 1月1日を始期とする各3月間の総量 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ること となつた女子放射線業務従事者にあつては、出生 までの間毎月1日を始期とする1月間の総量	
二 放射線業務従事者の当該1年間を含む原子 力規制委員会が定める5年間の総量	二 放射線業務従事者の当該1年間を含む原子 力規制委員会が定める5年間の総量	

記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間
1. 加工施設の施設管理（第7条の4第1項に規定するも のをいって、以下の表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	同一事項に記載する 次の確認のときま での期間	確認の都度	確認の都度	同一事項に関する 次の確認のときま での期間
□ 第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実 施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の都度	施設管理の実施 した後の解体 又は修繕をした後 5年が経過するま での期間	施設管理の実施 した加工施設の解体 又は修繕をした後 5年が経過するま での期間	施設管理を実施し た加工施設の解体 又は修繕をした後 5年が経過するま での期間
ハ 第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、 施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及 びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価の都度	評価の都度	評価を実施した加 工施設の施設管理 方針、施設管理目 標又は施設管理実 施計画の改定まで の期間
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排水監視設備及び排水 口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃 度 1日間の平均濃度	毎日1回	10年間	毎日1回	10年間
□ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に 係る1週間の総線量 当量 管理区域における空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度 並びに放射性物質によって汚染された物の表面の 放射性物質の密度	毎週1回	10年間	毎週1回	10年間
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間 の総量 女子放射線業務従事者（妊娠不能と診断された者 及び妊娠の意思がない旨を社長に書面で申し出た 者を除く）の4月1日、7月1日、10月1日、 1月1日を始期とする各3月間の総量 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ること となつた女子放射線業務従事者にあつては、出生 までの間毎月1日を始期とする1月間の総量	毎年1回 (注1)	10年間	毎年1回 (注1)	10年間
二 放射線業務従事者の当該1年間を含む原子 力規制委員会が定める5年間の総量	原子力規制委 員会が定める 5年間におい て毎年度1回 (当該年以降)	原子力規制委 員会が定める 5年間におい て毎年度1回 (当該年以降)	原子力規制委 員会が定める 5年間におい て毎年度1回 (当該年以降)	原子力規制委 員会が定める 5年間におい て毎年度1回 (当該年以降)

変更前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す		変更後：変更箇所を赤字下線で示す		変更理由
記録事項	記録すべき場合	記録事項	記録すべき場合	保存期間
木 放射線業務從事者が、緊急作業に從事した期間の始期及び終期並びに放射線業務從事者の当該期間の総量	その都度 (注1)	木 放射線業務從事者が、緊急作業に從事した期間の始期及び終期並びに放射線業務從事者の当該期間の総量	その都度 (注1)	その都度 (注1)
へ 放射線業務從事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時 (注1)	へ 放射線業務從事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時 (注1)	1年間 運搬の都度
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度 1年間	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度 1年間	1年間 運搬の都度
チ(1) 係業施設に保管従業した放射性医薬物の種類、当該放射性医薬物に含まれる放射性物質の数量（測定が困難な場合は表面の総量当量率をもつてこれに代える。）、当該放射性医薬物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその医薬の日時、場所及び方法	保管従業の都度 (注2)	チ(1) 係業施設に保管従業した放射性医薬物の種類、当該放射性医薬物に含まれる放射性物質の数量（測定が困難な場合は表面の総量当量率をもつてこれに代える。）、当該放射性医薬物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその医薬の日時、場所及び方法	保管従業の都度 (注2)	保管従業の都度 (注2)
チ(2) MMTL又はNDICの医業施設に事業所外従業した放射性医薬物の種類、当該放射性医薬物に含まれる放射性物質の数量（測定が困難な場合は表面の総量当量率をもつてこれに代える。）、当該放射性医薬物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその医業の日時、場所及び方法	事業所外従業の都度 (注2)	チ(2) MMTL又はNDICの医業施設に事業所外従業した放射性医薬物の種類、当該放射性医薬物に含まれる放射性物質の数量（測定が困難な場合は表面の総量当量率をもつてこれに代える。）、当該放射性医薬物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその医業の日時、場所及び方法	事業所外従業の都度 (注2)	事業所外従業の都度 (注2)
リ 放射性医薬物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化的都度 (注2)	リ 放射性医薬物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化的都度 (注2)	封入又は固型化的都度 (注2)
3. 操作記録		3. 操作記録		
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別な挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあつては連続して） 1年間	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別な挿入量（質量制限値を管理する設備に限る。）	挿入の都度（連続式にあつては連続して） 1年間	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して 1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備の温度、圧力及び流量の値（熱的制限値を計測管理する設備の温度に限る。）	連続して 1年間	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度 1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度 1年間	
二 喚報装置から発せられた警報の内容	その都度 1年間	二 喚報装置から発せられた警報の内容	その都度 1年間	
木 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 1年間	木 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 1年間	

新旧比較表

変更前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す

記録事項	記録すべき場合	保存期間
<u>5. 加工施設の事故記録</u> イ 事故の発生及び復旧の日時 ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 二 事故後の処置	その都度 その都度 その都度 その都度 その都度	(注2) (注2) (注2) (注2) (注2)
<u>6. 気象記録</u> イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して 連続して 連続して	10年間 10年間 10年間
<u>7. 保安教育の記録</u> イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	定期的制度 実施の制度 実施の制度	3年間 3年間 3年間
<u>8. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)</u> (注3)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度 当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更が終了5年が経過するまでの期間 当該文書又は記録の作成又は変更の都度

(注1) その記録に係る者が依然勤務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

(注2) 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会の規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間（加工事業の許可を失うまでの期間）とする。

(注3) 同表1、から2.に掲げるものを除いた、次の記録とする。

(1) マネジメントレビューの結果の記録

(2) 教育・訓練、及び力量について該当する記録

(3) 個別審査の結果及び当該審査の結果を受けてとられた処置の記録

(4) 計画・開発の要求事項、レビュー、確認及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置

があわればその記録

(5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があわればその記録

(6) 供給の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた处置があればその記録

(7) 組織の内部の評議会の結果の記録

(8) 改正又は換證に用いた基準の記録

(9) 判定結果が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録

(10) 校正及び検証の結果の記録

(11) 内部保全監査の結果の記録

(12) 不適合の内容、不適合に対してとられた特別採用を含む处置の記録

(13) 正位置の結果の記録

(14) 未然防止処置の結果の記録

(注1) その記録に係る者が依然勤務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。
(注2) 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会の規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間（加工事業の許可を失うまでの期間）とする。
(注3) 同表1、から2.に掲げるものを除いた、次の記録とする。

(1) マネジメントレビューの結果の記録

(2) 教育・訓練、及び力量について該当する記録

(3) 個別審査の結果及び当該審査の結果を受けてとられた処置の記録

(4) 計画・開発の要求事項、レビュー、確認及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置

があわればその記録

(5) 設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があわればその記録

(6) 供給の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた处置があればその記録

(7) 組織の内部の評議会の結果の記録

(8) 改正又は換證に用いた基準の記録

(9) 判定結果が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録

(10) 校正及び検証の結果の記録

(11) 内部保全監査の結果の記録

(12) 不適合の内容、不適合に対してとられた特別採用を含む处置の記録

(13) 正位置の結果の記録

(14) 未然防止処置の結果の記録

変更後：変更箇所を赤字下線で示す

変更理由
(3) 記載の適正化（加工規則第7条の探査に合わせる）

変更前（令和4年5月30日付認可）：変更箇所を赤字下線で示す	新旧比較表	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
(注4) 施設修理の実施状況の記録には、次の記録が含まれる。 (1) 設工認申請書 (2) 構修、改修及び新設工事の記録 (3) 使用前事業者検査記録 (4) 定期事業者検査実施計画及び実績 (5) 巡視記録 (6) 定期点検年間計画及び実績表			(注4) 施設管理の実施状況の記録には、次の記録が含まれる。 (1) 設工認申請書 (2) 構修、改修及び新設工事の記録 (3) 使用前事業者検査記録 (4) 定期事業者検査実施計画及び実績 (5) 巡視記録 (6) 定期点検年間計画及び実績表
2. 操作管理に用いる記録 省略	変更なし		
3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録 省略			
4. 整備規則（注5）附則（経過措置）第7条に基づき従前の別表16を準用し保存する記録 省略			
別表第17 他社放射性固体廢棄物の受入・減容処理基準 省略	変更なし		
別表第18 立入制限中に立入制限区域内で実施可能な業務 省略			
別表第19 立入制限区域及び立入管理区域への立入許可に係わる教育項目 省略			
別表第20 防災資機材一覧 省略			

新旧比較表

変更前 (令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字下線で示す	変更後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 (第11章関連)	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 (第11章関連)	

新	旧	比 較 表	変 更 後 : 変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
変 更 前 (令和4年5月30日付け認可) : 変更箇所を赤字下線で示す			設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備	
設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備			設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備	
1. 火災及び爆発 省略			変更なし	
2. 自然災害等	(1) 体制の整備から (3) 資機材の整備 省略			
	(4) 標準書の整備			
	管理総括者は、自然災害等による災害等を防止するため、以下の活動を実施するることを標準書に定める。		(4) 標準書の整備 管理総括者は、自然災害等による災害等を防止するため、以下の活動を実施することを標準書に定める。	
	① 降下火砕物及び積雪		① 降下火砕物及び積雪	
	1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合の、降下火砕物の除去作業における防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮した措置に関すること。		1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合の、降下火砕物の除去作業における防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮した措置に関すること。	
	2) 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備すること。		2) 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備すること。	
	3) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じること。		3) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じること。	
	4) 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもつて堆積物を取り除く措置を講じること。		4) 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもつて堆積物を取り除く措置を講じること。	
	② 地震		② 地震	
	1) 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じること。		1) 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じること。	
	2) 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合の、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置に関すること。		2) 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合の、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置に関すること。	
	③ 竜巻 (竜巻襲来が想定される段階での対応)		③ 竜巻 (竜巻襲来が想定される段階での対応)	
	〔注意喚起*）時の対応〕		〔注意喚起*）時の対応〕	
	*		*	
	*) 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。		*) 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。	
	1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示すること。		1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示すること。	
	2) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示すること。		2) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示すること。	
	3) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に作業内容の制限を指示し、確認すること。		3) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に作業内容の制限を指示し、確認すること。	
	4) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できようにさせるとともに、車両から離れないよう指示すること。		4) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できようにさせるとともに、車両から離れないよう指示すること。	

新旧比較	変更前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す	変更後：変更箇所を赤字下線で示す	変更理由
<p>5) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>ニクリア・デベロッブメント(株)</u>及び三義マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼すること。</p> <p>〔警戒事態*）時の対応〕</p> <p>*）加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生ナウキヤスト、雷ナウキヤスト、降水ナウキヤストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示すること。 2) 担当課長の対応に關すること。 <p>イ) 敷地内（周辺監視区域内）で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。なお、飛来物となり得るプレハブ物置に対しては、あらかじめ固縛措置を講じておく。</p> <p>ロ) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p> <p>・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、電巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、電巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。</p> <p>・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</p> <p>ハ) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</p> <p>二) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p> <p>・ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</p> <p>分析室及び分光分析室においては、サンブル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンブル保管庫に収納する。</p> <p>・ウランの搬送作業（クレーン搬送を含む）を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</p> <p>木) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 ・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間にについては、マガジン架台部はボルトで固定する。 ・除染室（2）、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラ 	<p>5) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>MHI</u>及び三義マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼すること。</p> <p>〔記載の適正化（近隣事業所名の変更による）〕</p>	<p>(3) 記載の適正化（近隣事業所名の変更による）</p>	

新	旧	比 較 表	変 更 後：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 前（令和4年5月30日付け認可）：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 由 理
<p>ム缶を固縛する。</p> <p>ヘ) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>3) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>ニューカリア・ペロップメント(株)</u>及び<u>三菱マテリアル(株)</u>に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼すること。</p> <p>3. 内部溢水 省略</p>	<p>ム缶を固縛する。</p> <p>ヘ) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>3) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>MHI原子力研究開発(株)</u>及び<u>三菱マテリアル(株)</u>に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼すること。</p> <p>変更なし</p>		<p>ヘ) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>3) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>MHI原子力研究開発(株)</u>及び<u>三菱マテリアル(株)</u>に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼すること。</p>	<p>ヘ) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>3) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者である<u>MHI原子力研究開発(株)</u>及び<u>三菱マテリアル(株)</u>に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼すること。</p>	(3) 記載の適正化（近隣事業所名の変更による）

図-1 A重油・液化アンモニア・水素・LPガス・石油輸送車両 構内運搬経路図 省略

新 旧 比 較 表				変 更 前（令和4年5月30日付け認可）・変更箇所を赤字下線で示す	変 更 後：変更箇所を赤字下線で示す	変 更 理 由
添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 (第12章関連)	省略			変更なし		
添付3 長期施設管理方針（第67条の2関連）	省略			変更なし		